

総合交通センター等の業務再開について

総合交通センター及び地区交通安全協会等では、来庁される県民の皆様の新型コロナウイルス感染症への感染防止を目的として、運転免許更新業務等一部の業務を停止しておりましたが、令和2年5月18日(月)から段階的に業務を再開することといたしました。

総合交通センター等においては、今後とも、来庁された皆様が「密」の状態にならないよう必要な感染防止対策を講じますが、手続できる方を制限するなど御不便をお掛けすることとなります。

どうか以下に記載しました「お願い」等について、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

お 願 い

業務再開当初は、相当の混雑が予想されます。

つきましては、

- 運転免許の更新時期が切迫していない方は、手続を先送り（6月以降に来庁）していただくこと。
 - 来庁の際は、マスクを着用していただくこと。
 - 体調不良の方は、来庁を自粛していただくこと。
- についてお願いいたします。

なお、業務ごとの再開日程は次のとおりですが、業務により再開日が異なります。最終ページの「再開業務一覧」も御確認ください。

※ 更新業務は、

- 受付人数及び受付時間を制限する。
 - 一部の方の即日交付（手続をした当日中の免許証の交付）を後日交付とする。
- といった処置を講じさせていただく場合があります。

記

1 令和2年5月18日(月)から再開する業務

(1) 高齢者講習及び認知機能検査

※ 予約されている方に対して実施します。

(2) 日曜窓口（日曜日における運転免許の更新手続）の予約電話の受付

※ 5月24日（日）以降の日曜日の予約を午前9時から受け付けます。

(3) 国外免許申請手続

2 令和2年5月21日(木)から再開する業務

総合交通センター及び各地区安全協会（渋川警察署管内については、渋川警察署）における**運転免許の更新事務**

※ 受付人数を制限し、又は運転免許証の交付を後日とする場合があります。

3 令和2年5月27日(水)から再開する業務

- (1) 運転免許試験業務（学科試験・技能試験・限定解除）
- (2) 外国免許切替え業務

4 従来から実施している業務

- (1) 記載事項変更手続
- (2) 失効手続
- (3) 再交付手続
- (4) 免許証自主返納手続 停止処分者講習、取消処分者講習及び違反者講習
- (5) 更新期間延長手続

運転免許証の

○ 住所（裏書きを含みます。）が群馬県内であり、かつ、

○ 有効期間が**令和2年9月30日**までである。

の方は、有効期間内に更新窓口で更新期間の延長申請をすれば、更新可能期間の末日が3箇月延長されます。

この措置は自動延長されませんので、必ず有効期間内に総合交通センター又は住所地の地区交通安全協会（渋川警察署管内については、渋川警察署）で更新期間の延長手続を行ってください。

※ 申請受付時間は、午前8時30分から午前11時までの間及び午後1時から午後4時までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）となります。

- (6) 卒業証明書・修了証明書・仮運転免許証の有効期間の延長

ア 教習所の卒業証明書の有効期間は発行後1年ですが、有効期間が切れる前に申請していただければ、有効期間を延長できます。

イ 教習所の修了証明書の有効期間は発行後3箇月ですが、有効期間が切れる前に申請していただければ、有効期間を延長できます。

ウ 仮運転免許証の有効期間は発行後6箇月ですが、有効期間が切れる前に申請していただければ、有効期間を延長できます。

※ 申請場所は、総合交通センターです。

※ 申請受付時間は、午前8時30分から正午までの間及び午後1時から午後5時15分までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）です。

5 その他

「再開業務一覧」を御確認ください。

※ 御不明な点については、総合交通センターにお問合せください。

問合せ先

群馬県総合交通センター
TEL 027-253-9300

総合交通センター及び各地区安全協会等における再開業務一覧

(令和2年5月18日から段階的に再開します。)

業務名		5月18日(月) 以降の実施業務	5月21日(木) 以降の実施業務	5月27日(水) 以降の実施業務	備考
更新手続	総合交通センター	×	○	○	受付人数を制限し、又は運転免許証の交付を後日とする場合があります。
	各地区安全協会	×	○	○	
「日曜窓口」の電話予約		○	○	○	5/18午前9時～
更新 延長 手続		○	○	○	
記載事項変更手続		○	○	○	
失効手続		○	○	○	
再交付手続		○	○	○	
免許証自主返納手続		○	○	○	
認知機能検査		○	○	○	
高齢者講習		○	○	○	
学科試験		▲	▲	○	
技能試験		▲	▲	○	
その他試験業務(限定解除等)		▲	▲	○	
外国免許切替申請手続		▲	▲	○	
卒業証明書・修了証明書・仮運転免許証の延長手続		○	○	○	
国外免許申請手続		○	○	○	
停止処分者講習		○	○	○	
取消処分者講習		○	○	○	
違反者講習		○	○	○	

○ …… 業務を再開します。(従来から行っている業務も「○」で示しています。)

▲ …… 原則として実施していません。やむを得ない理由のある方は、受験等可能です。

× …… 業務を停止しています。